

事業の収支相償を判断基準に

廃棄物処理法

経理専門委が報告書

簿外債務の審査は困難

環境省が設置した「廃棄物処理法の規定に基づく経理的基礎の審査等に係る経理専門委員会」の報告書がこのほどまとまった。千葉県産廃最終処分場最終処分場設置許可を巡り、千葉県が廃棄物処理法の要求する程度を満たしていないと許可を取り消す判決を下したことを受け、経理的基礎の審査基準の明確化が課題となっていたため、同省では学識者による専門委員会を設置して検討を行ってきた。議論の結果、判断基準に「事業収支計画において収支相償していること」などを盛り込むことが提言された。裁判で指摘された簿外債務の審査については、実施困難との結論となった。

問題となった事案は、千葉県知事が2001年3月に行った産廃最終処分場の設置許可を巡り、住民が許可取り消しを求めて提訴した裁判。07年8月21日千葉地裁は経理的基礎が不十分であることなどから許可を取り消す判決を下した。これを受け、同県などから経理的基礎の審査基準を明確にするよう求める声が同省に寄せられていた。

同省は昨年8月に専門委員会を設置し、3月まで5回に渡る検討を行ってきた。結論として、判決で指摘された簿外債務については、審査に当たっては通常想定されるレベルを超える行政コストをかける必要があり、そ

の実施は困難だとした。一方、判決で指摘されているように、事業に用いる不動産に設定されている抵当権等の抹消費用は事業の開始に当たって必要な資金に含まれると考えられるため、申請者はこれを明らかにする必要がある。また、審査庁は審査の過程で必ず不動産登記簿を確認し、必要な費用が適切に計上されているか確認する必要があるが、現行運用通知にはその記述がないので、運用通知を改定する必要があるとした。

現状は経理的基礎を満たしている条件としては、「過去3年間の損益平均値から判断して利益を計上できていること」または自己資本率が1割を超えていること」のみとなっている。委員会の案ではこれに「申請事業にかかると事業計画に沿った収支計画（事業収支計画書）において、少なくとも収支相償していること」と、申請事業にかかると収支計画が収支相償していない場合は、廃棄物処理部門あるいは企業全体としては、少なくとも収支相償していること」を加えることとしている。添付書類についても、現行の貸借対照表、損益計算書に加え、株主資本等変動計算書、個別注記表を追加すべきとした。今回の案については法改正を必要とせず、政省令レベルで対応できることから、同省ではできるだけ迅速な対応を図っていきたい考えだ。

千葉県の処分場問題は、県が地裁の判決を不服として提訴。東京高裁で争われており、この裁判の行方も注目される。

平成21年5月19日
環境新聞